

議案第29号

飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について

飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

他法令によってギフチョウの保護が担保されていることによる廃止

飛驒市ギフチョウ保護条例を廃止する条例

飛驒市ギフチョウ保護条例（平成16年飛驒市条例第110号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	他法令によってギフチョウの保護が担保されていることによる廃止
制定改廃の根拠等	市独自の廃止
条例の概要	<p>【廃止の背景等】</p> <p>合併前の旧河合村において、自然環境の保全及び観光事業の発展を目的としてギフチョウの捕獲又は採取を制限する条例が制定され、合併後も同目的で本条例を制定し、河合町全域を保護区域として運用してきた。</p> <p>しかし、ギフチョウは本市においても市内全域で広く生息が確認でき、岐阜県レッドデータブックの位置付けでも示されているとおり、他の種と比較して絶滅の危機に瀕した種ではない。また、天生湿原等の自然公園区域は岐阜県自然公園条例（昭和39年岐阜県条例第45号）、岐阜県文化財保護条例（昭和52年岐阜県条例第17号）によって保護されており、河合町内の重要な地域における保全は担保されている。</p> <p>以上のように本条例の必要性が低くなっている状況であることから、廃止するものである。</p>
市民への影響等	近年の実績では、民間の昆虫研究者による捕獲申請が年間数件ある程度で捕獲数は少なく、条例廃止による種の保護への影響は軽微である。
施行日	令和5年4月1日
備考	